

事 務 連 絡
平成 28 年 2 月 8 日

各 事業所・施設ご担当者 様

奈良県健康福祉部障害福祉課
自立支援係・療育係

平成 28 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の届出について

平素より、本県の障害福祉施策の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、福祉・介護職員処遇改善（特別）加算について、平成 28 年度分（平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までのサービス提供分）を算定する事業者は、下記のとおり、福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書等の提出が必要となりますので、提出期限までに必ず提出してください。

記

(1) 提出書類
別紙参照

(2) 提出期限

平成 28 年 2 月 29 日（月）[当日消印有効]

(3) 提出先

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県健康福祉部障害福祉課自立支援係 又は 療育係

〔 郵送の場合：封筒に「処遇改善加算届出書在中」と明記し、**特定記録郵便で送付してください。** 〕
〔 持参の場合：奈良県庁本棟 3 階障害福祉課までお越しください。 〕

(4) 留意点

- ・ **平成 27 年度に当該加算を算定している場合でも、平成 28 年 4 月以降に加算の算定を行うためには、改めて届出が必要です（届出がないことについての督促等はいりません）。**
- ・ **提出期限までに届出が無い場合、平成 28 年 4 月サービス提供分からの算定はできません。（期限以降の提出については、最短で 5 月サービス提供分からの算定となります）**
- ・ 各種申請様式は下記ホームページからダウンロードしてください。また、申請の際はホームページ掲載の参考資料を十分ご確認くださいとともに、書類の添付漏れ等がないよう、チェックリストをご活用ください。
- ・ 奈良市内で事業を実施する事業所等（障害児支援サービス事業所を除く。）は、奈良市障がい福祉課あてにご提出ください。ただし、県と奈良市による指定事業所が混在する法人で、一括して届け出る場合は、同じ届出内容をそれぞれの指定権者に提出してください。

◎掲載先

障害福祉課 TOP < トピックス < 【重要・2月29日締切】平成 28 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の届出について

URL:<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=27553>

担 当

奈良県健康福祉部障害福祉課

(障害福祉サービス事業所)

自立支援係

TEL: 0742-27-8513

(障害児支援サービス事業所)

療育係

TEL: 0742-27-8517

平成 28 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算 提出書類

新規：初めて当該加算を申請する場合

継続：平成 27 年度に当該加算を申請しており、平成 28 年度も引き続き加算を継続する場合

1. 加算の届出をする事業所等が 1 ケ所の場合

必要書類名	新規	継続
《障害者総合支援法に基づく事業所等のみ》		
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（※1）	○	○
介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（※1）	○	○
《児童福祉法に基づく事業所等のみ》		
障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書（※1）	○	○
障害児通所・入所給付費 体制等状況一覧表（※1）	○	○
《共通》		
福祉・介護職員処遇改善計画書【加算Ⅰ用 又は 加算Ⅰ以外用】（別紙様式 2）	○（※2）	○（※2）
職員の資質向上のための計画書（任意書式）	△（※3）	△（※3）
福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書（別紙様式 3）	○	○
就業規則・賃金規程等	○	△（※4）
労働保険関係成立届等（確定保険料申告書、納付書・領収書など）	○	—
福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書 提出チェックリスト	○	○

2. 加算の届出をする事業所等が複数ある場合

必要書類名	新規	継続
《障害者総合支援法に基づく事業所等のみ》		
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（※1）	○	○
介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（※1）	○	○
《児童福祉法に基づく事業所等のみ》		
障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書（※1）	○	○
障害児通所・入所給付費 体制等状況一覧表（※1）	○	○
《共通》		
福祉・介護職員処遇改善計画書【加算Ⅰ用 又は 加算Ⅰ以外用】（別紙様式 2）	○	○
職員の資質向上のための計画書（任意書式）	△（※3）	△（※3）
福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書（別紙様式 4）	○	○
（別紙様式 2 添付書類 1～3）		
① 複数の事業所を有しており、一括して計画を作成する場合 ⇒福祉・介護職員処遇改善計画書（事業所一覧表） 別紙様式 2（添付書類 1）	□	□
② 複数の都道府県に事業所等を有する場合 ⇒福祉・介護職員処遇改善計画書（都道府県状況一覧表） 別紙様式 2（添付書類 2）	□	□
③ 事業所等の指定権者が複数の場合（例：奈良県と奈良市に事業所等がまたがる） ⇒福祉・介護職員処遇改善計画書（届出別市町村一覧表） 別紙様式 2（添付書類 3）	□	□
就業規則・賃金規程等	○	△（※4）
労働保険関係成立届等（確定保険料申告書、納付書・領収書など）	○	—
福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書 提出チェックリスト	○	○

○：必須 △：必要に応じて提出
□：①～③の中で該当するものを提出 —：提出不要

（※1）事業所番号毎に作成が必要

（※2）加算Ⅰ届出先は〔加算Ⅰ用〕を、加算Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・特別加算届出先は〔加算Ⅰ以外用〕を使用

（※3）キャリアパス要件Ⅱ-⑤アに○がある場合提出要（27年度に提出済でも28年度の計画を策定要）

（※4）平成 27 年度までに提出している事業所については、提出したのから変更がなければ提出不要。

なお、平成 28 年度に初めて加算Ⅰを算定する事業所については、必ず提出が必要です。